

# はじめに

平成23年度に滋賀県大津市において男子中学生が自ら命を絶つという大変痛ましい事件が発生し、その後当該生徒がいじめに遭っていた事実が確認されたことなどから、いじめは大きな社会問題となりました。

将来のある子どもが、自らの命を絶つということは、理由の如何を問わず、決してあってはなりません。私たち、教育に携わる者は、「深刻ないじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」ことを改めて認識し、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に努めることが重要です。特に、いじめに当たるか否かについては、表面的・形式的にとらえるのではなく、いじめられている子どもの立場に立って判断することが大切であり、また、いじめの相談を受けた場合には、迅速かつ正確に事実確認を行うとともに、いじめられている子を最後まで守り通すという姿勢と、「いじめは絶対に許されない」という観点から適切に指導を行うことが必要です。

平成25年9月には、いじめ防止対策推進法が施行され、全ての学校において学校の実情に応じ「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を設置するなどして、学校がいじめの問題について実効性の高い取組を組織的に実施することが求められています。

教育委員会では、毎年8月～9月を「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」として設定し、子どもの意見表明の場を重視し、全校児童生徒がいじめ防止に主体的に取り組むことをとおして命を大切にする指導の充実を図ることなどを進めています。また、毎年11月には全ての学校において「悩みやいじめに関するアンケート調査」を実施し、子どもの立場に立っていじめの早期発見・早期対応に努めていただいているところです。

こうした取組と併せ、いじめの問題の対応には、日頃から子どもと向き合い指導する教職員の資質向上と学校体制の充実が重要であります。また、近年の社会情勢の劇的な変化及びゲーム機やスマートフォンなどの通信機器の普及により、子どもに対するネットモラルに関する教育や教職員・保護者への研修が必要になっていることなどから、このたび、平成7年度に発行し、平成19年度に改訂した指導資料を再改訂し、新たに生徒指導第14集〈第三版〉「いじめ問題への対応」を発行することといたしました。

本指導資料は、いじめの理解や様々ないじめへの対応事例などを掲載し、全体を構成しております。各学校においては、本指導資料を効果的に活用し、これまで以上に教職員一人一人がいじめについての認識を深め、子どもの気持ちに寄り添った指導を行うとともに、指導体制を整え、保護者や地域、関係機関と連携した取組を推進するよう期待しております。

平成27年4月

札幌市教育委員会

教育長 町 田 隆 敏

## はじめに

### 第 1 章

1. いじめのとらえ方	4
2. いじめの背景	7
3. いじめの特質	8
4. いじめに対する基本的認識	10

### 第 2 章

1. いじめの未然防止	12
2. いじめの早期発見	18
3. いじめへの対応	25

### 第 3 章

1. 「学校基本方針」とは	36
2. 「学校基本方針」の策定がいじめの対策の第一歩	37
3. 「学校基本方針」策定の手順と「組織」のつくり方	38

### 第 4 章

1. 子どものサインの把握がポイントとなる事例①②	44
2. 事実確認がポイントとなる事例	48
3. 地域との連携がポイントとなる事例	50
4. スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用がポイントとなる事例	52
5. 関係機関との連携がポイントとなる事例	54
6. スクールカウンセラーの対応で効果があった事例	56
7. インターネット掲示板に誹謗・中傷が書き込まれた事例	58
8. ソーシャルメディアによるトラブルが発生した事例	60
9. 発達障がいのある子がいじめられた事例	62
10. 発達障がいのある子がいじめた事例	64
11. 発達障がいの疑いがある子がいじめた事例	66
12. いじめた子が特定できない事例	68
13. 集団によるいじめの事例	70
14. 早期発見のために有効な手立てをとっていた事例	72
15. 悩み・いじめアンケート（学校独自）の有効活用	74
16. 学校における効果的な取組の事例	76
17. いじめの未然防止に向けた指導事例	78

### 第 5 章

1. いじめ防止対策推進法	92
2. 通知・リーフレット	102
3. 平成 26 年度「悩みやいじめに関するアンケート調査」の分析結果について	118

# 第1章

- 
1. いじめのとらえ方
  2. いじめの背景
  3. いじめの特質
  4. いじめに対する基本的認識
- 

いじめは、すべての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき生徒指導上の重要な課題である。

本章では、いじめのとらえ方、いじめが発生する背景、いじめの特質等について取り上げる。

いじめ問題の解決のためには、まず「いじめは人として絶対許されない」「いじめられている子どもの立場に立つ」などのいじめ問題に関する基本的認識に留意し、学校教育に携わる関係者一人一人が対応することが大切である。そして、学校が家庭、地域と連携を図りながら、あらゆる教育活動を通して、一人一人の子どもたちの生命や人権を大切にする態度を育成するとともに、学級、学年等の集団における望ましい人間関係をはぐくむための積極的な生徒指導の充実を図ることが肝要である。

---

# 1 いじめのとらえ方

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

いじめをとらえるためには、子どもを取り囲む大人一人一人が「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起りうる」との意識を強くもち、対応を進めることが重要となる。

## 1 いじめのとらえ方で大切なこと

いじめのとらえは、過小評価せず、子どもの側に立つこと

いじめか、いじめでないかは、人により感じ方、とらえ方が様々であり、万人が共通に、同一の基準でとらえることは難しい。大切なことは、そのことを明確にするよりも、いじめの可能性のある全ての事案を過小評価せずに、「いじめかもしれない」という姿勢で子どもの側に立って対応することである。

### ○いじめかどうかを判断するのは、まずは子どもである。

暴力を伴わない「無視」などのいじめは、心理的・精神的な影響は大きくても表面化することが少ないので、他者にはわかりづらい。

### ○子どものどのような訴えにも、まずは耳を傾ける。

被害の子どもからの訴えや周囲の子どもからの情報があった場合、話を最後まで聞き、必ず事実確認を行う。

### ○いじめは、周りの大人が見ようとなければ見えない。

「メールによるいじめ」など加害者が特定しにくい場合も多く、認知が難しい。「いじめの可視化、見える化」のためには、教育相談やアンケート調査を実施するなど取組を工夫しなければならない。

### ○教職員の「いじめの認知のずれ」が、重篤ないじめにつながる。

教職員が「グループの中でのいじめ」を悪ふざけととらえることでいじめを放置し、エスカレートさせる場合がある。

### ○教職員の小さな声を大きく取り上げる。

教員だけではなく事務職員等も含めた個々の教職員の小さな気付きを大切にし、学校の組織全体で共有する。

札幌市が実施している「悩みやいじめに関するアンケート」（P118参照）は、子どもの側からのいじめのとらえを重視して行っている。

平成24年度からは、より子どもが率直な気持ちで回答できるよう、「あなたは、学校が楽しいですか」、「あなたは、今、何か悩んでいることはありますか」との設問を追加した。

また、アンケートでいじめの訴えや情報があった場合、学校が迅速に事実確認や対応ができるよう、記名式にしている。さらに、「あなたは、今の学年になってから、いじめられたことがありますか」と子どもの受け止めの視点に立った設問を設定した。

## 参考

## 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」におけるいじめのとらえ方

### 平成25年度からの調査上の「いじめのとらえ方」

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(注1) 「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを踏まえ、いじめの定義は同法に合わせている。「いじめられた児童生徒の立場に立って」判断を行うことなど、同法の趣旨を十分踏まえ、「いじめ」に当たるか否かの判断を行い、同調査の記入を行うこと。いじめには、多様な様態があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との定義が限定して解釈することのないようにすること。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

(注2) 「一定の人的関係のある他の児童生徒」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

(注3) 「行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(注5) けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

## ②学校としていじめをとらえるときの視点

○文部科学省 平成25年度からの「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（いじめの状況に関する調査）」におけるいじめの認知に当たって、以下のようないじめの把握方法の工夫が注意事項として明記された

児童生徒から直接状況を聞く機会を設けること

### ――「いじめの認知」に当たって――

いじめの認知に当たっては、いじめはどの子どもにも起こりうるものであることを十分認識することが必要である。このため、アンケート調査を実施した上で、これに加えて、「個別面談」、「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常行われている日記等を活用したりするなどの方法により、定期的に児童生徒から直接状況を聞く機会を必ず設けることとし、個々の児童生徒の状況把握を十分に行うなど、いじめの早期発見のための取組を積極的に行う必要があること。

学校がいじめの認知をする際、児童生徒の声を直接聞くこととなる。その有効性として次の事柄が挙げられる。

**■表面化されにくいいじめの早期発見に、大変有効となる。**

**■より実態に即したいじめの状況把握が可能となる。**

また、児童生徒から直接状況を聞くとき、次のような工夫も考えられる。

- ・児童生徒が気軽に書けるように内容の工夫したアンケート調査を定期的に実施する。
- ・子どもが相談しやすい環境（保健室近くに相談室を設ける、教育相談だよりの発行、スクールカウンセラーの活用など）
- ・児童生徒対象の教育相談を定期的・継続的に行う。
- ・校内にいじめ投書箱を設置し、自由に責任をもちながらいじめについての内容を投書できるようにする。



○多様な方法を組み合わせること、複眼的な視点で、いじめを把握することが重要である。

**教職員のアンテナを高く、情報をキャッチする感度を上げ、子どもが発する「小さなサイン（言葉、表情、しぐさ、行動）」を見逃さず、発見することが大切である。**

- ・休み時間、授業中、行事等の子どもたちの様子からとらえる。
- ・掲示物の状態、座席・黒板の状況、子どもたちの机の中の状況等を見て気になることをとらえる。
- ・学級の雰囲気を複数の教職員で的確にとらえる。
- ・教職員間で情報を共有し、子どもに尋ねたり、面談したりするなどして対応を速やかに行う。

## ② いじめの背景

いじめが起きる背景を特定することは難しく、個々のケースによって様々である。次に掲げるように家庭・学校・地域社会のそれぞれの要因やそれに伴う子どもたちの変容が複雑に絡み合っていると考えられ、いじめを生まない教育活動の推進や家庭・地域との連携が望まれる。

### いじめが起きる背景

#### 家庭・学校・地域社会の要因

- 家庭で基本的な生活習慣、生活態度等のしつけの不徹底
- 家庭における親子の触れ合いの減少 ○虐待、DV
- 過保護、過干渉、甘やかし ○少子化 ○都市化
- 人間関係の希薄化 ○社会体験、自然体験の不足
- 単一尺度による児童生徒への評価
- 個性、特性を伸ばす教育の不十分さ
- 地域の教育力低下 ○住民の連帯意識の低下
- 高度情報通信社会の弊害 ○価値観の多様化



#### 子どもたちの変容

- 耐性の欠如 ○自己中心性の増幅 ○社会性の欠如
- 思いやりの欠如 ○想像力の低下 ○規範意識の低下
- 未知のものへの不安感 ○コミュニケーション能力の欠如
- 他者との心の通い合う信頼関係の希薄化 ○進学をめぐる競争意識
- 道徳的な価値観の低下 ○同質志向の高まり ○将来の目標の喪失
- 対人関係調整力の低下 ○ストレス、漠然とした不安感



#### いじめを生まない教育活動の推進

- いじめの問題を児童生徒自身の力で解決していく力の育成  
(一人一人の児童生徒の健全育成・集団の育成)
- 心の教育の充実、生徒指導体制・教育相談体制の充実
- いじめ問題への対策のための家庭・地域・関係機関との連携

# ③いじめの特質

いじめは見えにくい形で、巧妙化、継続化、集団化し、解決できずにエスカレートしていくなどの特質がある。こうした特質を認識しておくことが、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向けた対策を講じる際に重要となる。

## ①いじめは発見しづらい

いじめの巧妙化、偽装化により、周囲から見えにくくなっている

- ・いじめは外からは見えにくいため、いじめの当事者（いじめる側、いじめられる側）以外の親や教職員は、いじめを発見しづらい。
- ・わざとぶつかり、「ごめん」といって謝るなど、手口が巧妙な場合がある。
- ・プロレスごっこやゲームと称し、集中的に特定の者を集団で攻めるなど偽装化を図ることがある。
- ・いじめられている児童生徒は、復讐をされるから、保護者等に心配をかけたくないから、あるいは、自身のプライドから、などの理由でいじめられている事実を周囲に話さないことがある。
- ・再発したいじめは、さらに巧妙化され悪質化する。

### ――「ネット上のいじめ」――

「ネット上のいじめ」とは、携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示版などに、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものです。

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ・インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）  
平成20年11月 文部科学省より 抜粋

## ②誰もが、いじめる側、いじめられる側に成り得る

誰もがいじめる側、いじめられる側に成り得る可能性を秘めている

- ・以前にいじめられた児童生徒が、自分への矛先を変えるためにやむを得ずいじめる側にまわることがある。
- ・「何となくむかつく」という単純で衝動的な動機や、他の人と違った特徴をもつという理由から、特定の児童生徒を一方的に集団で排除する状況となり、その対象は突然変わっていく。
- ・ネットによるいじめは、体力的な強い弱いは関係なく誰でもいじめる側やいじめの対象に成り得る。
- ・いじめた児童生徒の指導をする場合、過去にいじめられた経験があつたり、他の子どもとの関係性からやむなくいじめる側になったりする場合もあり、一方的に叱責することなくいじめた側の子どもの心情やその背景をしっかりと把握し指導する。

### ③いじめる側は、いじめを正当化し隠蔽する

責任の回避、規範の維持や制裁のためであるといじめを正当化する

- ・いじめた側が罪悪感の軽減や解消のため、「自分だけではなく、みんなもやっている。」「やらなければ自分がいじめられる。」「初めに自分がいじめられた。」などと言い、責任を回避する。
- ・周囲の仲間や教職員からの非難を回避するために、「学級のルールを破ったので、集団の規範を守るためにいじめられて当然だ。」などと正当化する。
- ・「悪口の言い合いで暴力をふるっていないし相手は傷ついていない。」などと、相手への危害を否定する。

### ④教職員の言動がいじめの発端や増長の原因となる場合もある

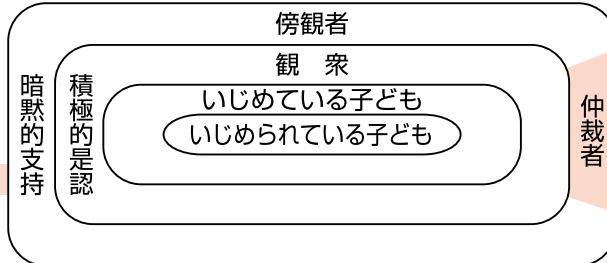
- ・教職員が、他の児童生徒と一緒にになって特定の児童生徒にとって負のイメージとなる言動を取ったり、冷やかしたりすることで、いじめに加担することとなる。
- ・威圧的に特定の児童生徒の非を責め立てるような言動を教職員がとることで、他の児童生徒によるいじめを増長させる。
- ・教職員が、「いじめられる生徒にも問題がある」という誤った認識をもちながらいじめ対応をすることにより、周囲の生徒や保護者が同じ認識をもってしまう。

#### ■いじめ集団の構造

- ◇いじめは、小グループ、学級、部活動などで行われるため、いじめられる子どもといじめる子どもの当事者間から他の児童生徒を巻き込み集団化していくことが多い。
- ◇当事者の周囲には、「観衆(おもしろがり、はやしたてる者)」、「傍観者(見て見ぬふりをする者)」、「仲裁者(やめさせようとする者)」となる層の子どもたちがいる。
- ◇「傍観者」から分化し、善悪についての判断力を備えたグループ「仲裁者（いじめをとめに入る者）」が現れる場合もある。
- ◇いじめる子どもや観衆が多いと、いじめは一層エスカレートし沈静化は困難となる。
- ◇傍観者がいじめを支持しない言動をすればいじめに対する強力な抑止力となり、逆にいじめを黙認すれば仲裁者を孤立化させ無力化してしまう。
- ◇いじめられている子どもから見ると、観衆や傍観者もいじめている子どもと同じ立場に見える。
- ◇いじめ集団の構造は、固定されたものではなく、誰でも「いじめられる側」、「いじめる側」に成り得る可能性があり、それが集団の中にいじめられる側へと陥るという不安感情を募らせ、誰もが口を閉ざす雰囲気が集団内に醸成される。

集団内で起こるいじめの構造

[いじめ 教室の病い：森田・清水 1986]



# 4 いじめに対する基本的認識

## ～深刻ないじめは、どの子どもにも起こりうる～

いじめ問題への対応については、家庭・学校・地域社会が、以下の基本的認識に基づき、相互の連携を図りつつ根気強く取組を進めていくことが重要である。

### ●「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つこと。

- ・いじめられる子どもにも理由や原因があるという考え方を一掃し、どのような社会にあってもいじめは許されなく、誰より、いじめる子どもが悪いという明快な一事を毅然とした態度で行き渡らせる必要がある。
- ・いじめは卑劣な行為で、人権に関わる重大な問題であり、人間として絶対許されないという認識を一人一人の子どもに徹底させなければならない。
- ・いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるといった考えは認めることはできなく、大人が子どもの世界に手を差しのべて的確に対処しなければならない問題であることを理解する必要がある。
- ・はやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという、いじめに関する正しい認識を子どもにもたせ、いじめを見たら見捨てておかないという正義感や思いやりを子どもの間に行き渡らせる必要がある。

### ●いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。

- ・保護者や教職員は、子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会をとらえて鋭敏に感知するように努め、いじめかどうかの判断は、あくまでもいじめられている子どもの認識の問題であることに留意する。
- ・自分のクラスの児童生徒や自分の学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識をもつ。
- ・いじめの件数の多寡と同様にあるいはそれ以上に大切なことは、万一いじめが発生したとき、いかに迅速かつ適切に対処し、いじめが悪化することを防止し、早期に真の解決を図ることである。

### ●いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。

- ・「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されない」という、いじめの問題の基本的な考え方には、まず家庭において責任をもって子どもたちに徹底されなければならない。
- ・豊かな自然体験、社会体験を通して子どもの心の健全な成長を促す必要がある。
- ・家族の温かい愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の触れ合いの確保が重要である。

### ●いじめの問題は、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。

- ・過度の同質志向を排除して、個を大切にし、個性や差異を尊重する態度やその基礎となる新しい価値観を育てる指導をより一層徹底することが望まれる。
- ・個性や差異の尊重は、教科指導や生徒指導の面で行き渡らせるばかりでなく、特に道徳教育、心の教育を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度などを育成することはいじめの問題の根本的な解決に不可欠である。

### ●家庭、学校、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

- ・いじめの解決に向けて関係者のすべてがそれぞれの立場からその責務を果たし、社会全体として子どもたちの間のいじめを許さない機運を醸成する必要がある。
- ・地域を挙げた取組も重要であり、いじめ問題について保護者、PTAはもちろん、地域の青少年育成委員会、民生委員、児童委員、児童相談所などの関係機関と連携していくことが重要である。

▶〔学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント〕(平成18年10月文部科学省)参考)